

第15回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成27年9月29日(火) 9時25分～9時57分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 富永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

- 諮問第10号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第43号 非農地証明願いについて
議案第44号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
久保田真一郎 (次長兼管理係長)
大田 豊茂 (管理係)
榎木 海斗 (管理係)
濱崎 春香 (管理係)
○ 農政課 猿楽 優介 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さん、おはようございます。

定刻より若干早いですが、ただ今から第15回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名ですが、議長において、7番 高原 熊夫委員、8番 平田 修二委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第15回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承を願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告ですが、9月16日、鹿児島県農業会議の北薩地区常任委員選出のための互選会に出席をいたしております。

私がこの常任委員に選出をされましたので、皆さま方にも周知しておきたいと思っております。

9月25日には、さっそくこの鹿児島県農業会議9月定例常任会議員会議に出席しております。

あと、9月28日には、昨日ですが、折多地区集会施設で開催された人・

農地プラン検討委員会に出席をいたしました。

先ほどの県農業会議の常任委員選出に伴い、毎月の定例常任会議が25日もしくは26日に開催されるようです。従いまして今後の阿久根市農業委員会総会については、年度始めに皆さんに配布してあります総会開催予定日から変更が生じる月も出てくるかと思われま。

つきましては、事務局において県農業会議と連絡を取りながら、私ども阿久根市農業委員会総会の開催日の変更する月も出てくると思いますので、ご承知おきをお願いいたします。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところをお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 諮問第10号

農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (猿楽 優介)

皆さん、おはようございます。

農政管理係の猿楽です。

私の方から諮問第10号について、ご説明いたします。

諮問第10号は農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について、お伺いするものであります。

今回ご審議いただきます案件は、農用地区域外から農用地区域への編入を行います1件でありまして、去る9月14日に農政推進会議委員であります会長及び第1・第2分科会長による現地調査を実施していただいております。

以下、内容についてご説明いたします。

(諮問資料にて説明)

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)
農政課の説明が終わりました。
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
農政課の説明は、変更することに問題はないということであります。
諮問のとおり変更することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については異議がない旨を答申することに決定いたします。

日程第5 議案第41号

農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (大田 豊茂)
それでは、議案第41号についてご説明いたします。

議案書の3ページから4ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は6件であり、所有権移転が5件と使用貸借権の設定が1件であります。

なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、9月15日に3番委員及び5番委員と事務局で現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1について、地図は1ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇 〇〇〇さんであります。

〇さんは現在、水稻・そら豆等の生産を行い、年間200日程度農業に従事されております。

申請地は、そら豆を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われれます。

次に整理番号2について、地図は2ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇 〇〇〇さんであります。

〇さんは現在、水稻・そら豆等の生産を行い、年間200日程度農業に従事されております。

申請地は、そら豆を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われれます。

次に整理番号3について、地図は3ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、果樹・甘藷の生産を行い、年間150日程度農業に従事されております。

申請地は、果樹を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下

限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ
ます。

次に整理番号4について、地図は4ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、果樹・甘藷の生産を行い、年間150日程度農業に従
事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下
限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ
ます。

次に整理番号5について、地図は5ページから6ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇市〇〇〇〇にお住いの〇〇 〇〇さんであります。

今回の申請地は、現在仮登記中であり、許可申請書を持って〇〇さん名
義に変わるものであります。

〇〇さんは水稻・甘藷の生産を行い、年間80日程度農業に従事されて
おります。

申請地は水稻・甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働
力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はない
と思われま

次に整理番号6について、地図は7ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、水稻・甘藷・季節野菜等の生産を行い、年間100日
程度農業に従事されております。

申請地は、季節野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、
下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思わ
れます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

5番委員 (堂後 善人)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

9月15日に3番委員及び事務局職員と現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

申請地は、いずれも耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積なども問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作することによって、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第42号

農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

おはようございます。

それでは、議案第42号について説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は3件です。

9月15日に3番委員及び5番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

なお、整理番号2につきましては、〇区土地区画整理区域内農地で原則許可地でありますので、現地調査は省略をいたしました。

それでは、整理番号1から順次説明いたします。

整理番号1は、一般住宅への使用貸借権設定です。

地図は8ページで、〇〇区公民館近くになります。

申請地は、農地の広がり10ha以上あり、第1種農地に該当することから原則不許可地ですが、申請地から50m以内に3戸以上の住居が連たんしているため、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇さんです。

〇〇さんは現在、借家住まいであるため、申請地を父から借り受け一般住宅を新築されたく申請されたものです。

申請地周囲は、南側が市道、他は畑でございました。

また、現地調査を行った際、申請地に砂利が敷かれていたことから、転用許可が下りた後に着工するように現地指導を行いました。

従いまして、始末書が追加添付されております。

申請地は現状のまま使用され、土砂流出等がないようブロック積施工をされます。

排水等は浄化槽で処理後、北側の市道側溝に流されます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

3番委員 (富永 勝志)

それでは、農地法5条第1項の規定による許可申請について報告をいたします。

9月15日に、5番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

今回、整理番号2につきましては、土地区画整理区域内農地で原則許可地であるため、現地調査は省略しております。

それでは、整理番号1から順次報告をいたします。

整理番号1につきましては、申請地周囲は南側が市道、他は畑でございました。

申請地はブロック積み施工を行うため、農地への悪影響も無く、許可相当であると調査してまいりました。

整理番号2につきましては、申請地は○区土地区画整理区域内農地で原則許可地でございます。

周囲は北側が市道、ほかは畑ではありますが、不耕作地であり農地への影響もないことから許可相当であると協議いたしました。

整理番号3につきましては、申請地に隣接する農地は南側及び西側の畑であり、他は市道でございました。

土砂流失等が無いようにブロック積み施工をされるため、周囲への悪影

響も無く許可相当であると調査してまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんか。

1 番委員 (新穂 敏憲)

整理番号 1 ですが、過去に申請が上がって却下されたことがあったと思うのですが、どういうふうになったのでしょうか。

事務局長 (谷口 義美)

いつ頃でしょうか。

1 番委員 (新穂 敏憲)

2 年か 3 年前だったと思います。同じ人で農振地域の外周部ではないということだったと思います。

今回とどういう違いがあるのかなあとって。

場所が一緒ですので。

5 番委員 (堂後 善人)

現地調査に行った時に、場所は〇〇地区ということで、やはり第 1 種農地であって農振地域というところですけども。

今回、農振地域の全体見直しがあって、その時点で農振地域からここは外れている訳です。

外れた理由が、この申請地の周囲 50 m 以内に 3 戸以上あるとのことから、今回申請しても、もう除外されているということですし、調査する上では何

ら問題はないと判断しております。

議長 (田嶋 輝男)

前回はおそらく農振地に入っていたとのことで、今回は除外されているとのことで、問題はないということ。

よろしいですか。

委員 はい

議長 (田嶋 輝男)

ほかに質疑ありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 議案第43号

非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8 議案第 4 4 号

農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、議案第 4 4 号 平成 2 7 年農用地利用集積計画書第 9 号について、提案いたします。

この議案書の公告年月日は平成 2 7 年 1 0 月 1 日となります。

それでは、1 ページをお開きください。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第 4 4 号 平成 2 7 年農用地利用集積計画書の第 9 号は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えま

す。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さん方から報告等がありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局は、ありませんか。

事務局 (久保田真一郎)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 : 5 7